日本医療ソーシャルワーカー協会・機関誌『医療と福祉』編集規程

1. 本誌は、公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会・機関誌『医療と福祉』（The Japanese Journal of Social Workers in Health Services）と称する。
2. 本誌の目的は、保健医療分野における社会福祉に関する調査研究及び社会福祉活動の発表の場を提供し、公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に資することである。
3. 本誌の投稿論文の編集は、日本医療ソーシャルワーカー協会運営組織及び業務分担に関する規程第 10 条第 3 項に基づき、『医療と福祉』編集委員会が行う。
4. 本誌への投稿について、筆頭著者および共著者は日本医療ソーシャルワーカー協会正会員、賛助会員（個人）、および名誉会員に限る。ただし、依頼原稿はこの限りではない。
5. 本誌は、原則として 1 年 1 巻とし、2 号分けて発行するものとする。
6. 本誌に、投稿論文として実践報告、原著論文、調査報告、研究ノートの各欄を設ける。その他、特集、各部・委員会・担当チーム報告、『医療と福祉』編集委員会からの依頼原稿等を設ける場合がある。
7. 原稿の掲載は、『医療と福祉』編集委員会の決定による。
8. 原稿は、所定の投稿規程、執筆要領に従う。
9. 本誌に掲載された著作物の著作権は、日本医療ソーシャルワーカー協会に帰属する。著者は、著作物の電子化および公衆送信されることに同意するものとする。
10. 編集事務局は、日本医療ソーシャルワーカー協会事務局に置く。
11. この規程を変更する場合は、理事会の議決を経なければならない。

附則　1. この規程は、2024 年 11 月 30 日から施行する。
　　2. この規程は、2026 年 9 月 12 日開催の理事会において改正され、同日から施行する。

一般社団法人日本社会福祉学会・機関誌『社会福祉学』編集規程を参考に作成した。